

ICTの進化やAI関連技術の目覚ましい発展に伴い、ビジネスにおいてデータを活用することの重要性は急速に高まっている。かかるデータ活用前提となるデータの取得・収集の方法として、自らの事業活動によりデータを蓄積することのほか、すでに何らかの方法で蓄積されたデータを第三者から取得することも有力な選択肢の一つとなっている。

そのような傾向のなかで、近時は特に、他の企業からデータのみを取得するのではなく、データが蓄積された他の企業自体を取得してしまうという動きが増加しているように感じられる。すなわち、M&Aによるデータの取得、あるいは、データの取得を目的としたM&Aといってもよい。本稿では、このようなデータの取得を主たる目的としたM&A（ミズリーディングな表現かもしれないが、本稿ではあえて「データM&A」という表現を用いる）に着目し、近時急速に増加するデータM&Aにおいて実務上留意しなければならない点を解説する。

第1章

個人情報保護法・GDPR、競争法、FIRRM A データM&Aにおけるストラ クチャー検討上の留意点

T M I 総合法律事務所
弁護士

野呂 悠登

T M I 総合法律事務所
弁護士

花本 浩一郎
上野 一英

この章のエッセンス

●データM&Aのストラクチャーを検討する際には関連するさまざまな法令を検討する必要があるものの、本稿では①個人情報保護法・GDPR、②競争法、③FIRRM A（米国リスク審査現代化法）につ

いて取り上げている。

●そのなかでも、個人情報保護法・GDPRについては、これらの法規制によって、買主がデータを取得できなくなったり、取得したデータが利用できなくなったりするため、データM&Aの目的そのものに関わる問題であり、ストラク

チャーの検討にあたって特に留意する必要がある。

データM&Aを検討する場合、当該M&Aによりデータを取得することに対して、どのような法規制が適用されるのかということ、主としてデータ関連規制に照らして検討

する必要がある。本稿では特に、①個人情報保護法・GDPR、②競争法、③FIRRM A（米国リスク審査現代化法）との関係を取り上げる。

個人情報保護法・GDPR

データM&Aにおいては、対象会社（買収の対象となる会社等、M&Aの当事者となる会社を意味する。以下同じ）の保有するデータが、その取引により、または、その取引の後に、買主等に提供されることが考えられる。

買主等に提供されるデータに個人情報が含まれている場合には、M&Aのストラクチャーの検討にあたって、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という）との関係に留意する必要がある。また、対象会社や買主等に対して、EU⁽¹⁾のデータ保護法である「一般データ保護規則（General Data Protection Regulation。以下、「GDPR」という）が適用される場合、GDPRとの関係もあわせて留意する必要がある⁽²⁾。